

東突厥に屬するに至りしは其の始畢可汗の時よりのことと見るべく、從て地勢上當然東突厥の支配に屬すべき娑陵河域に據るに至りしも大業元年頃よりのことにして、隋書に獨樂 (Tola) 河の北に住めりと記せるものも、此の後の形勢を記したるものなるべく、これより以前には尙西方なる西突厥の領域内に住みたるものなるべしと推察すべきが如しと雖、然も東突厥にては、突利即ち啓民可汗と都藍可汗との争以來國勢振はず、隋書突厥傳によれば都藍可汗が麾下の爲に殺さるるや、西突厥の達頭可汗は自ら東突厥の可汗と成りて步迦可汗と稱し、啓民は僅に隋の援助を得て之に對抗したるに過ぎず、斛薛等の鐵勒諸姓にして初めは啓民に附したるものも、亦叛き去りしかば、遂に仁壽元年楊素に詔し、啓民を率ゐて北征せしむる有様なりき、されば東突厥の漠北に於ける根據地なる都斤山 (Ütükin) に近や Selenga 河邊に據りし韋紇の如きも、當時附近の僕骨・同羅の諸部と共に、亦東突厥の下を脱し、西突厥の支配に歸するに至りしが、大業の初めに當り、多くの鐵勒諸部と共に處羅可汗に叛くに至りしものなるべし、されば回鶻が大業元年に西突厥に叛きしことは、必ずしも當時其の住地が西突厥の領域内、即ち Selenga 河邊よりも更に西方に當れる地方に在りしものなるべしとの推定を許すべきに非ず。

偕て回鶻の君長として初めて史に記さるるものを特健俟斤となす、舊唐書迴紇傳に、「初有特健俟斤」と記し、

新唐書回鶻傳にも「有時健俟斤者、衆始推爲君長」と記せり、此の事は通典邊防廻紇の條、唐會要卷九十八、廻紇の條、冊府元龜

卷九六七 繼襲篇等皆之を載せたり、只だ新唐書・通典及び冊府元龜は時健俟斤と記せども、其の同一人を指せるものにし

て、特と時とは何れか一方の誤なるべきは疑無し、〔四〕特健俟斤の在世年代は詳かには知り難きも、貞觀元年〔五〕(六二七年)には既に其の子菩薩が父の死後を受けて回鶻部長の位に在り、大に東突厥の軍を破りしこと次に述ぶるが如く